

新学期がはじまり、1ヶ月が過ぎました。1ヶ月と言っても、創立記念日やゴールデンウィーク等のお休みも多く、あっという間に感じた人もいないのではないでしょうか。今月は、新学期最初の定期テストがあります。「あっという間にテスト期間が始まってしまった！」なんてことにならないように、計画的に勉強を進めていきましょう。



ちょっと慣れてきたころが危ない!! 安全に登下校していますか?

<h3>こんな歩き方 していませんか?</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● 3~4列に広がって ● ふざけながら 	<h3>自転車の乗り方 危なくないですか?</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● おしゃべりしながら横に並んで ● 下り坂でスピード全開 	<h3>電車やバスで こんなことしていませんか?</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● 駆け込み乗車 ● 床や座席に荷物を置く
--	---	--

「歩きスマホ」「自転車スマホ」していませんか?

近年、歩きながら・自転車に乗りながら、携帯・スマホなどを操作して起こる事故が多発しています。事故の種類では、「ぶつかる」が全体の約43%、次いで「ころぶ」が28.3%、「落ちる」が25.0%となっており、場所別でみると全体の8割以上が駅などの交通施設や道路で事故が発生しています。

歩きスマホが引き起こす事故の中には、自分だけでなく周囲の人を巻き込んでしまうケースが増えています。中には、損害賠償責任や刑事責任を課せられた事例もあります。

【実際の事例】

高校生が携帯電話を操作しながら自転車で走行中(夜間に無灯火)、女性に衝突して重大な障害が残るケガを負わせてしまい、約5000万円の賠償金が命じられました。

「自分は大丈夫」と思っている、他人にケガを負わせてしまえば加害者となり、多額の賠償責任を負う場合もあります。とくに高齢者や障害を持った人、幼児や妊婦にとって、歩きスマホ・自転車スマホはとても危険な行為です。**移動時のスマホは絶対にやめてください!**

胃腸炎が流行しています

4月の中旬より、胃腸炎の症状により保健室に来室する生徒が増えています。胃腸炎は、人から人へ感染するものもあります。感染性の胃腸炎と診断された場合には、出席停止の扱いとなりますので、医療機関にて生徒手帳の「治癒証明欄」に記入、押印していただき、担任の先生へ提出してください。

本校では、文部科学省により定められた【学校において予防すべき感染症】に基づき出席停止期間を定めています。以下にその一部を掲載しますので、ご参考にしてください。

(下記以外の感染症については、入学時にお配りした「新入生の手引き」もしくは、文部科学省のHPをご覧ください。)

【学校において予防すべき感染症】

第一種感染症：発生はまれであるが、発症すれば重篤な感染症
停止期間：完全に治癒するまで
エボラ出血熱、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ 等 12 疾病

第二種感染症：飛沫感染 又は空気感染し、流行拡大のおそれがある感染症	
感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 第二種感染症は、医師により感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありません。

※ 第二種感染症は、いずれも飛沫感染(せき、くしゃみによる感染)を認めるため、感染が広がらないよう特に注意が必要。

第三種感染症：放置すれば流行拡大の可能性がある感染症
出席停止期間：医師により感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎、感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等

※ 胃腸炎は“感染性”のものに限ります。

※ ものもらいは出席停止の扱いにはなりません。

※ 病名は正確に記載してもらってください。